

教育長の臨時代理による事務処理について

令和7年2月7日の教育委員会において、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた件について、次のとおり臨時代理により事務処理を行ったため、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項の規定に基づき報告する。

1 指示内容

以下の条例の一部改正手続き

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- (3) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例

2 事務処理経過

2月 7日 教育長の臨時代理による条例の一部改正手続きの決定
第一回区議会定例会への議案提出

3 改正の主な内容

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
 - ア 超過勤務制限の対象となる子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大する。
 - イ 「子の看護のための休暇」から「子の看護等のための休暇」へ名称を改める。
 - ウ 介護両立支援制度等の請求等に係る意向確認、勤務環境の整備等について規定する。

(2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

ア 超過勤務制限の対象となる子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大する。

イ 「子の看護のための休暇」から「子の看護等のための休暇」へ名称を改める。

ウ 介護両立支援制度等の請求等に係る意向確認、勤務環境の整備等について規定する。

(3) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る適用除外規定から住居手当に係る規定を削る。

4 施行期日

令和7年4月1日

ただし、上記3(1)ア及び(2)アに関連する規定については、公布の日から施行する。

5 新旧対照表

別添のとおり

別添

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	令和6年中野区条例第39号による改正後
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p><u>(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u></p> <p>第11条の2 教育委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。</u>ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育</u>」とあるのは、「<u>要介護者のある職員が当該要介護者を介護</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</p> <p>第11条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第12条～第16条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、<u>子の看護等のための休暇</u>、早期流産休暇、</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p><u>(3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u></p> <p>第11条の2 教育委員会は、<u>3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。</u>ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>3歳に満たない子のある職員が当該子を養育</u>」とあるのは、「<u>要介護者のある職員が当該要介護者を介護</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、<u>3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</p> <p><u>(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u></p> <p>第11条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第12条～第16条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、<u>子の看護のための休暇</u>、早期流産休暇、育</p>

育児参加休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇

2 (略)

(介護休暇)

第18条 教育委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者(第18条の4第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を承認するものとする。

2 (略)

第18条の2・第18条の3 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条の4 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の5 教育委員会は、介護両立支援制度等

育児参加休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇

2 (略)

(介護休暇)

第18条 教育委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を承認するものとする。

2 (略)

第18条の2・第18条の3 (略)

の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第19条～第22条 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 改正後の第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

第19条～第22条 (略)

附 則 (略)

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	令和6年中野区条例第41号による改正後
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p><u>(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u></p> <p>第10条 教育委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育</u>」とあるのは、「<u>要介護者のある職員が当該要介護者を介護</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</u></p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p><u>(3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u></p> <p>第10条 教育委員会は、<u>3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>3歳に満たない子のある職員が当該子を養育</u>」とあるのは、「<u>要介護者のある職員が当該要介護者を介護</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、<u>3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</u></p> <p><u>(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</u></p>
<p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>第12条～第16条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、<u>子の看護等のための休暇</u>、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p>	<p>第12条～第16条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、<u>子の看護のための休暇</u>、早期流産休暇、育児参加休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p>

2 (略)

(介護休暇)

第18条 教育委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者(第19条の3第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を承認するものとする。

2 (略)

第19条・第19条の2 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条の3 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条の4 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整

2 (略)

(介護休暇)

第18条 教育委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を承認するものとする。

2 (略)

第19条・第19条の2 (略)

備

(3) 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則
で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境
の整備に関する措置

第20条～第22条 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 改正後の第10条第1項の規定による超過勤
務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期
に達するまでの子を養育するために行うものに
限る。）は、この条例の施行の前においても行
うことができる。

第20条～第22条 (略)

附 則 (略)

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第32条 (略)</p> <p>(扶養手当についての適用除外)</p> <p>第32条の2 第11条及び第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>第32条の3～第34条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)</u></p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年中野区条例第37号)の一部を次のように改正する。</p> <p><u>附則第22条第8項中「、第12条及び第14条」を「及び第12条」に改める。</u></p>	<p>第1条～第32条 (略)</p> <p>(扶養手当及び住居手当についての適用除外)</p> <p>第32条の2 第11条、第12条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>第32条の3～第34条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>

【附則第2項関係】地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第21条 (略)</p> <p>(中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条及び第12条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>9 (略)</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第21条 (略)</p> <p>(中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条、第12条及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>9 (略)</p>